

第2章 第3次障害者計画のふりかえり

1 暮らし

【生活支援】

注記:「◎」は重点的に推進する取組を表す。(以下、同様)

取組	取組状況
①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者又はその保護者等が抱える日常生活上の様々な問題に対して的確に対応できるよう、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神保健福祉相談員への相談窓口を市ホームページ、「福祉のてびき」等で周知しました。 ●障害児の学校種別や障害者のライフステージで途切れることがないように日頃から各相談機関の連携を図り、支援の継続・調整を行うとともに、個人情報保護に留意しながら支援に必要な情報を共有し、重層的支援体制の構築を進めました。 ●民生委員・児童委員の障害者福祉部会にて市内委託相談支援事業所の周知を行う等、地域での相談支援体制の強化に努めました。 ●庁内関係課や藤井寺保健所、医療機関と連携し、地域において医療受診やカウンセリング等の適切な支援が受けられるように努めました。
②ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が望む生活を実現できるよう、本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズに対して地域の社会資源を最大限活用して、総合的・継続的にサービス供給の確保に努めました。
③障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページ、「福祉のてびき」等を通して、障害者手帳制度の周知を図るとともに、申請受付から交付までの期間短縮に努めました。 ●一人ひとりの障害特性と生活環境に合った適切なサービス利用計画が作成されるよう、サービス利用計画の精査を行いました。 ●利用者の希望通りに自立支援給付におけるサービスを提供できるよう、事業者の参入及び利用の確保に努めましたが、慢性的な人員不足が続いています。 ●障害者を介護する家族の負担を軽減するため、「短期入所」や「日中一時支援事業」等を実施しました。 ●療育や放課後の余暇活動を希望する障害児が、「放課後等デイサービス」を利用できるよう支援しており、サービスの提供体制は充実しました。 ●サービスの実施にあたっては、市や相談支援員が利用者の意向等を丁寧に聞き取った上で事業者への情報提供を行うことで、利用者の意向に沿ったサービスの提供に努めました。 ●市は事業者と定期的に電話、面接等でサービス提供状況を把握して、事業所の運営状況及びサービス内容について確認を行いました。
④地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の日常生活を容易にするために「日常生活用具給付等事業」「補装具費給付事業」を実施しました。利用件数は、年々増加しています。
⑤福祉手当制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者等タクシー料金助成事業」や交通機関の割引等の各種制度、公的年金制度や各種福祉手当、税の控除や軽減措置等の情報を市ホームページ、「福祉のてびき」等により周知するとともに、窓口や相談受付時において情報提供を行い、障害者と家族の経済的負担の軽減に資するよう努めました。

取組	取組状況
⑥ 移動・コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の社会参加を支援するため、松原市社会福祉協議会がボランティア派遣の対応を行いました。 ● 障害のある人がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加する際に、送迎やガイドヘルパー・手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行いました。

【健康】

取組	取組状況
① 母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠届出時に、助産師等による面談・アセスメントを実施し、妊娠後期にはアンケートにて、面談希望の有無を把握し、個別対応を行いました。 ● マタニティスクールで妊娠、出産、子育てに関する知識の習得を図り、妊娠届から始め、妊娠、出産、子育てに関して切れ目のない支援として、各種相談・指導・助言を行いました。 ● 乳幼児健診、健康相談等の結果、経過観察を必要とする乳幼児を対象に小児科医や心理相談員による健診、相談を行いました。「発達検査(心理)」の受診数は増加傾向にあります。 ● 「4か月児健康診査」、「1歳7か月児健康診査」、「3歳6か月児健康診査」の未受診児に対して、受診の再勧奨や、子育て支援課と連携し、未所属児に対し、保健師の訪問等で児童の現状把握に努めました。4か月児と1歳7か月児の未受診数は横ばいですが、3歳6か月児の未受診数は減少しています。 ● 相談、訪問指導の実施後、必要な時に行う集団教室による遊びを通じ、母子関係の健全化を図り、児童の発達を援助しました。「幼児教室」の延べ参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度と令和3年度は大幅に減少しましたが、令和4年度はコロナ前の7割程度にまで回復してきています。
② 成人に対する保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診及び各種がん検診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療につなげ、健診データで問題のあった人には、特定保健指導を行い、生活習慣病等の予防に努めました。要指導者に対して、医師、栄養士等による健康相談を行い、必要であれば、医療機関への受診を勧奨する等、保健指導を行いました。「在宅障害者健康管理事業」の実績は年10件程度で推移し、各種がん検診の受診率はいずれも横ばいで推移しています。「健康教室」開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から令和4年度までは、それより以前の約半分の回数となりました。 ● 「こころと体のはつらつ教室」「転倒予防教室」「レッツ筋力トレーニング教室」をはじめとする介護予防教室において、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が評価し改善の可能性の助言を行い、介護予防の取組を総合的に支援する「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施し、介護予防の推進を図りました。各種事業の延べ参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で教室の開催を見送ったため、令和2年度以降大幅に減少しました。

取組	取組状況
③医療費助成制度、医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページ、「福祉のてびき」等により、医療費助成制度等の周知を図りました。 ●「自立支援医療費」や「重度障害者医療費助成」等により、経済的負担の軽減を図りました。 ●南河内2次医療圏6市2町1村で準夜初期救急医療体制についての協定により救急医療体制整備に努めました。 ◎市(地域保健課・高齢介護課)と松原市医師会を中心とした地域医療介護連携推進委員会によって医療・介護連携を推進しました。 ◎松原市医師会発行の「「かかりつけ」医療機関高齢者福祉マップ」を、必要とする市民へ配布しました。 ◎松原市医師会のホームページにおいて、地域の医療機関の情報提供を行うほか、地域医療介護連携会議を定例で開催し、テーマ別勉強会や市民に対する啓発活動を行いました。 ◎松原市歯科医師会のホームページにおいて、障害者を受け入れるクリニックの一覧を掲載し、情報提供を推進しました。 ●障害のある人が入院した場合、入院中から医療機関と連携を図り、退院後に利用できる障害福祉制度やリハビリを受けられる事業所の案内等を行い、スムーズに家庭復帰や社会復帰が果たせるよう支援しました。 ●在宅の要介護高齢者に対し、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進に寄与するとともに、要介護高齢者の福祉の増進を図りました。
④難病患者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページ、「福祉のてびき」等で、難病に関する啓発や利用できる障害福祉サービスの周知に努めました。 ●藤井寺保健所と連携し、広報まつばら等で難病についての啓発を行いました。 ●藤井寺保健所が行う市民の難病申請がスムーズに実施できるよう市立保健センターを申請場所として提供しました。

2 生きる

【権利擁護】

取組	取組状況
① 人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政全般においては、障害のある人の人権尊重を基本精神として、施策を推進しました。市職員・市内の学校・幼稚園教員に対する人権研修を実施して、人権意識の高揚を図りました。 ● 「人権市民セミナー」や「出かける人権講座」を実施し啓発活動を推進しましたが、ともに令和3年度以降の延べ参加者数が減少しました。 ● 市内小学校への出前授業により障害についての理解、啓発を行うほか、精神障害者への理解、啓発のため、障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所、藤井寺保健所と連携して「こころの健康パネル展」を開催し、障害を理解するためのパネル展示やパンフレット配布を行いました。 ● 発達障害をテーマに要保護児童対策地域協議会の研修会を実施し、市職員、保育士、民生委員・児童委員等の日頃から障害児と関わる人が多い人が障害について正確に理解し適切な関わりを学ぶ機会を提供しました。 ● 令和2年9月に「松原市手話言語条例」を制定し、手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者へのさらなる理解及び手話の普及促進に努めました。 ● 障害のある人もない人も共に生活する社会を目指し、障害を身近なものとして理解を深めるため、障害者関係団体と連携し、「障害者週間」の啓発活動を行いました。また、令和3年度はコロナ禍において、発達障害や感覚過敏等の理由でマスクをつけることができない人への理解を促す「わけありマスク」を作成し、周知・啓発を行いました。 ● 障害のある人等が必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに周囲の配慮や援助を受けやすくする「ヘルプカード」を令和3年度に作成し「ヘルプマーク」とともに普及啓発を行いました。
② 様々な機会と場を活用した人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校園において、児童・生徒の実態に合わせた障害理解を含めた人権・福祉教育を実践し、児童・生徒の主体性、自ら考え行動できる力を育成しました。 ● 各校の児童・生徒の実態に合わせて、アイマスク体験や車いす体験等を中心に人とのふれあいを通じて人権感覚を育み、障害や障害のある人への理解の促進と充実を図りました。 ● 障害のある子とない子の交流が各校において日常的に行われました。また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、各校で工夫をしながら総合的な学習の時間等を活用し、支援学校や市内の障害者施設との交流等を全校で計画的に実施しました。
③ 「障害者週間」等の周知と行事の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者週間」(12月3日から9日)、「人権週間」(12月4日から10日)、「障害者雇用促進月間」(9月)の期間中にポスターや啓発旗を設置しました。 ● 「障害者週間」の期間中に、市民ロビーにて障害者団体等と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるために作品展やワークショップ等を行いました。

取組	取組状況
④ 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページや「福祉のてびき」で「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」の周知を行いました。 ●松原市地域包括支援センターを中心に高齢者の総合相談を実施するとともに、認知症サポート医と連携した高齢者虐待等実務者会議を月1回定例で開催し、ケースの対応方針等の検討を行いました。 ●認知症、知的障害、精神疾患等で判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、日常的な金銭管理の支援等を行いました。各関係機関との連携を図り、成年後見制度への橋渡しを行う等の取組により令和4年度は任意後見契約の新規契約者が11名となりました。 ●相談窓口での周知をはじめ、障害者手帳更新時や障害福祉サービス更新時においても成年後見制度の周知を図り、利用を促進しました。 ●判断能力が不十分な障害者が、成年後見制度による保護を受けることにより、自立した地域生活を送ることができるよう支援しました。 <ul style="list-style-type: none"> ◆各年度実績(申立件数) 平成30年度11人 令和元年度12人 令和2年度10人 令和3年度 4人 令和4年度 3人 ●判断能力が不十分な障害者で、申立てを行う親族等がない場合に、市長が後見開始審判等の申立てを行う「松原市成年後見制度利用支援事業」を実施しました。
⑤ 障害者差別解消法の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者差別解消法パンフレットを作成し市内の企業等に配布し、また、啓発グッズ(缶バッジ・チラシ・クリアファイル)を小中学校の校区フェスタ等において配布する等、制度の周知・啓発に努めました。 ◎障害者差別解消法についてイラストを使用したわかりやすい説明のパネルを作成し「障害者週間」等のイベントで掲示し、制度の周知・啓発に努めました。 ◎松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会において事例検討、啓発活動を行うとともに、弁護士による障害福祉サービス等事業者向けに障害者差別解消法の研修を実施しました。
⑥ 政策・方針決定の場への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●松原市地域自立支援協議会委員、松原市施策推進協議会委員に障害当事者を選任し、当事者意見の反映に努めました。
⑦ 選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●全戸配布の「選挙のおしらせ」や世帯ごとに送付する入場整理券、市ホームページにて郵便投票制度の周知に努めました。

3 学び育つ

【療育・教育】

取組	取組状況
①療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関で事例検討や課題を共有することで、連携体制を強化する会議を年に6回開催し、早い段階から一貫して必要な療育・指導が受けられる体制を強化しました。 ●療育を必要とする児童が早期に療育を受けられるよう、地域保健課や医療機関、各種相談機関と常に連携を取りながら支援しました。発達相談件数は増加傾向にあります。 ●「発達検査(心理)」及び「保育相談」において、療育が必要な児童で、保護者の発達に対する認識や家庭事情等からすぐに療育につながらない児童とその保護者に対し、子育て支援課と情報共有を行い、子育て支援課主催の幼児教室に案内しました。 ●発達に課題があり、かつ家庭環境においても課題がある児童については、発達支援部会にて年1回各関係機関で必要な支援について協議し、検討を行いました。 ●障害のある児童が課題に応じて適切な療育・支援を受けられるよう支援を行いました。「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」のいずれのサービスにおいても利用が増加しました。 ●療育に関する相談を受けるとともに、希望する保護者には当事者団体を案内し、交流を図ることができるよう支援しました。また、年に数回当事者団体とコミュニケーションを図り、団体の取組等を確認するように努めました。
②障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害をテーマに要保護児童対策地域協議会の研修会を実施し、市職員、保育士、民生委員・児童委員等の日頃から障害児と関わる人が多い人が障害児について正確に理解し適切な関わりを学ぶ機会を提供しました。(再掲) ●発達に課題があり加配保育を必要とする児童について、保護者及び所属園より相談を受け、制度利用へとつなげました。 ●障害児の入所に応じた保育士の加配を行いました。 ●障害児の入所に応じた必要な施設整備を行いました。 ●児童に発達の課題があり、就学に向けて不安がある保護者に対しては、就学相談を案内し、就学した後も児童が安定して学校生活を送ることができるよう支援しました。就学相談利用児童数は増加傾向にあります。 ●障害児の保護者と学校の交流を継続的に実施し、保護者と学校の信頼関係を築くように努めました。就学前に不安を抱える保護者の気持ちを尊重しながら就学相談を実施しました。 ●一人ひとりの教育ニーズや本人・保護者の意向に基づき、保護者・教育委員会・保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化し、就学支援委員会の充実に努めました。

取組	取組状況
③ 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種広報媒体により相談窓口の周知徹底を図りました。 ● 手話通訳、要約筆記者等によりコミュニケーション手段を確保しました。 ● 松原市社会福祉協議会と連携して、ピアカウンセリングを実施しました。各関係機関との連携を密接に行うことで、担当者の資質向上につなげました。 ● 専門的な支援が必要な困難事例等に対応するために、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所との連携を深めました。 ● 発達障害や難病患者、精神障害者等の専門的な相談が必要な人に対して、藤井寺保健所や大阪府発達障害支援センター等と連携を図って対応しました。 ● 保護者と学校が常に相談しながら、学校・家庭・関係機関が連携し対象児童・生徒の実態に応じた教育の場を提供しました。 ● 不登校相談等、学校との連携が必要な場合においては、市の教育相談室を案内して適切な相談へつなげました。 ● 必要に応じて保護者の相談にあたり、相談機関の紹介、連絡調整を行いました。 ● 学校と連携し、学習に課題があり個別支援を必要とする児童については、希望があれば検査を実施し、日々の学習支援にその結果を活かせるようサポートしました。発達検査件数は増加傾向にあります。
④ 支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援教育コーディネーターを各校に配置し、支援教育体制の整備を推進しました。 ● 学識経験者による講演やグループごとに分かれて個別事例の検討等、ニーズに合わせた教職員向けの研修会を実施しました。 ● 教職員研修事業として、市内幼稚園及び小中学校教職員への研修を実施するとともに、大阪府教育センターの研修への受講促進を行いました。 ● 研修、学校訪問を通して「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めました。
⑤ 放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望する障害児は留守家庭児童会室を利用できおり、「放課後等デイサービス」の利用希望がある場合にはサービス利用を支援しました。

【たのしむ】

取組	取組状況
<p>①スポーツ活動・レクリエーション機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツ・レクリエーション活動を一時中止していましたが、徐々に再開しています。 ●松原市総合福祉会館で実施する各種教室や講座、「市民活動サポートサロン」の運営により障害者サークルの活動支援を行いました。 ●大阪府等で開催される障害のある人の競技スポーツへの参加を広報等で募集し、毎年、一定数の申込がありました。 ●障害者の余暇活動に関する情報提供を行いました。 ●平成30年9月の市民体育館の台風被害、同改修工事及び新型コロナウイルス感染症の影響等により、講習会等が開催できなかったこと等から、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する指導者の増加は達成できませんでした。 ◎平成30年度から令和元年度まで、ポッチャ大会を開催し、東京オリンピック・パラリンピック2020大会に向けた、ポッチャの競技力向上と普及、重度障害者の競技スポーツへの志向意欲をより高め、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず共に同じフィールドで楽しみながら参加することで障害者と健常者の交流を図りました。2020年以降は、小中学校でポッチャ体験をする機会が増加している等、障害のある人もない人もポッチャを通じて共にスポーツを楽しむ機会を提供することができました。 ●松原市グラウンドゴルフ協会による「障害者グラウンドゴルフ教室」を毎年開催していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。
<p>②文化・芸術活動機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術・文化に触れることができる機会として、松原市民ふるさとぴあプラザにおいて郷土資料の展示を行う企画展及び特別展を、松原市文化会館において音楽祭を実施しました。ホールイベントでは、車いす席を確保して障害者の鑑賞支援を行いました。 ●市内の小学生を対象に、地域の歴史・文化を実際に体験し、学ぶ機会として体験学習講座を実施しました。また、ふるさとぴあプラザにて手話落語を開催しました。 ●「障害者週間」には、絵画、陶芸、洋裁、手芸、工芸、写真、書道等の分野で障害者(児)の作品展を開催し、障害者(児)の文化・芸術活動への意欲を促進するとともに、障害者(児)の文化・芸術活動への理解と啓発を図りました。
<p>③ボランティア活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●松原市社会福祉協議会にて実施している「ボランティア活動推進事業(まつばらボランティアセンター)」では、ボランティア関係者のネットワークである「松原市ボランティア連絡会」に対して、相互交流や情報交換・学習を中心に、ボランティア活動を面白く活発にしていくための取組を行いました。 ●松原市ボランティア連絡会の運営を支援するほか、団体・グループからの相談にも対応しました。 ●ボランティア人口増加に向けた研修、交流や周知等を目的にボランティアフェスタを行いました。

取組	取組状況
④地域活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●松原市総合福祉会館は市民の誰もが利用でき、地域に開かれたふれあい交流の拠点ですが、この数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で障害のある人や高齢者等、市民との交流活動ができませんでした。 ●地域活動支援センターの機能の充実を図るため、市内の小学校や高校への出前授業等、地域住民との積極的な交流機会を創出し、障害者と地域住民との相互理解を深める活動を提供しました。地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動として、ビーズ作りやさをり織り、手工芸品作りを行っており自主製品として販売活動等を行うことで、社会との交流の機会を促進しました。 ●障害者が自らの活動により、社会に貢献することを目的とする「障害者団体等社会貢献促進事業」として、松原市総合防災訓練等の市行事への参加・協力や、小中学校での福祉教育への講師派遣、啓発活動に対し支援しました。 ●町会活動・地域の行事等での障害のある人の参加にあたり、地域からの相談があった場合、相談に応じました。 ●障害者の家族や介護者が地域で孤立しないよう、同じ立場の人同士で自由に話し合える家族会の運営を支援しました。 ●精神障害のある人(当事者)が互いに支え合えるよう、当事者グループ作り等の活動への支援を行いました。まつばらピアセンター(障害者生活支援センター)では、ピアカウンセリングや当事者サロンを開催しました。

4 はたらく

【雇用・就業】

取組	取組状況
①市役所の雇用推進及び委託業務における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、松原市障害者活躍推進計画を作成し、本計画に沿って、障害者である職員が一層活躍できる職場環境整備に取り組みました。 ●障害者就労支援施設共同受注窓口である「NPO 法人ねっとまつばら」を中心に公共施設の日常清掃業務、公用車洗車業務、各種封入作業、啓発物品制作等の委託を行う等、障害者就労支援施設等からの物品等の調達推進に取り組みました。
②企業に対する雇用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺公共職業安定所及び南河内北就業・生活支援センターと連携して、企業や事業主に対して障害者雇用に関する各種制度等の啓発を行いました。 ●企業からの相談に対して、障害者雇用促進のための冊子の説明や情報提供を行いました。
③福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労が困難な障害のある人に対し、「就労継続支援」等の障害福祉サービスを提供し、福祉的就労を支援しました。「就労継続支援」を提供するサービス事業所の新規参入は多く、サービスの供給量は充実しています。
④働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺公共職業安定所と連携し、就労に関する相談・指導体制の充実を図りました。相談・助言については、就職前から就職後について、必要に応じ障害者の支援を行いました。 ●松原市雇用就労支援センターにおいて障害者の就労相談を受け付けており、関係機関と連携した就労支援を実施しました。 ●障害のある人の雇用・就労相談に関わる市職員については関連セミナーや研修等を通じて資質向上に努めました。 ●日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進しました。 ●一般企業への就職を希望する障害のある人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う「就労移行支援」を推進するとともに、就労移行支援事業者との連携を図り、訓練状況等の情報共有を行い、適性に合った職場への就労を支援しました。 ●事業者に対して、障害のある人の障害特性や適性等に応じて、働きやすい労働条件となるよう障害者雇用フォーラム等により啓発を行いました。 ●障害のある人の職場定着を進めるため、「就労定着支援事業」等の制度の利活用を検討するとともに、事業者に対して障害のある人が働きやすい職場環境への改善と従業員の理解促進を呼びかけました。 ●大阪障害者職業センター等と連携し、職業適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、利用を促進し、障害のある人の特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援しました。

5 住む・つながる

【生活・環境】

取組	取組状況
①福祉のまちづくりへの理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者週間」等でのイベントについて、広く市民に参加を呼びかけ、障害のある人とない人が交流できる場の提供や、松原市総合福祉会館のコミュニティルーム等を活用した障害者同士の交流やボランティアグループとの交流等の広く市民への心のバリアフリーの意識の醸成に寄与する取組を推進しました。 ●「大阪府福祉のまちづくり条例」について、窓口でのパンフレット配架や対象施設の建築時において、設計者(所有者)に対して基準適合の必要性について周知しました。 ◎民生委員・児童委員に対し「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の周知を行うとともに、どのような人が対象となるか等、委員間での周知を図る上で適切な案内を行えるよう支援を行いました。
②公共施設及び民間施設の整備・改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各小中学校のトイレ改造工事を行い、トイレ洋式化と併せ身体障害者対応トイレ等の改修を進めました。学校トイレの洋式化率は約5割となっています。 ●「バリアフリー化事業」の推進にあたって、関係者等と協議・調整を行い、バリアフリー化を推進しました。 ●2年度ごとにバリアフリー基本構想策定等協議会を開催し、バリアフリー化事業の進捗管理を行いました。 ●「大阪府福祉のまちづくり条例」において民間の対象建築物は、建築時において基準に適合するよう義務付けられているため、周知に取り組みました。
③住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス事業所によるグループホームの参入は進んでいますが、医療的ケアが必要な障害者を受け入れるグループホームについて参入を促しました。 ●地域生活を希望する障害のある人に対して、基幹相談支援センターにより、地域移行、地域定着の支援を行いました。障害のある人の一般住宅への入居調整等に係る支援を行う「居住サポート事業」では、令和4年度5件の相談がありました。 ●相談窓口、市ホームページ、「福祉のてびき」等で住宅改造助成事業を周知しました。

【情報・啓発】

取組	取組状況
①各種広報媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページにおいて、必要な情報を誰にでもわかりやすく、かつアクセシビリティに配慮し作成を行いました。窓口では点字書籍の配架を行いました。 ●市ホームページにおいて、音声読み上げブラウザや配色、閲覧環境等、アクセシビリティに配慮し作成を行いました。また、点字・録音物等による広報まつばらを発行しました。 ●様々な広報媒体と機会を活用し、市民に対して障害についての理解と啓発を図りました。 ●障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図りました。 ●広報まつばらや「福祉のてびき」等を活用し、障害者施策に関する情報をわかりやすく伝えました。また、情報の刷新とわかりやすさの向上のため令和5年6月に「福祉のてびき」のリニューアルを行いました。 ●広報まつばらの記事において、誰もがわかりやすい表現の配慮に努めました。 ●障害種別や年齢別に利用が多い広報媒体、場所を重点的に活用し、情報提供の充実を図りました。
②公共施設におけるコミュニケーション手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市窓口到手話通訳者の配置、点字版印刷物等での対応等を進め、視覚障害者や聴覚障害者等への情報伝達手段を確保しました。
③情報アクセスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページの更新時には、音声読み上げブラウザや配色、閲覧環境等、アクセシビリティに配慮したホームページの作成を条件に委託業者の選定を行いました。 ●点字図書・電子書籍や文字放送等情報媒体を拡充するとともに、理解しやすい表現での情報提供を推進しました。 ●広報まつばらの記事において、誰もがわかりやすい表現の記事掲載に努めました。 ●市立図書館には音声コンテンツやデイジー図書を備えているほか、読書の森（松原図書館）ではインターネットサービスを提供して、利用者の利便性を図りました。 ●手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制を整備しました。

【安心・安全】

取組	取組状況
①地域における見守りネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●町会、自治会や民生委員・児童委員、地区福祉委員会等が地域内で高齢者や障害者等で支援が必要な人を見守るために定期的な会議を開催して、訪問等で支援を行うためのネットワークを形成しており、令和4年度は23地区で実施しました。 ●地域内で高齢者や障害者等で支援が必要な人を定期的に訪問し、見守りや安否確認等を行いました。見守り対象者は年々増加しており、令和4年度は1,534名となりました。

取組	取組状況
②交通・移動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市と近畿日本鉄道が進めてきた近鉄南大阪線の駅舎のバリアフリー化は、令和元年度に布忍駅、令和2年度に高見ノ里駅が完了しました。 ●市内公共施設循環バス「ぐるりん号」について、コロナ禍における外出自粛や緊急事態宣言による影響はあったものの、広報まつばらや市ホームページ等により感染予防対策を徹底した上で、運行の周知や運行ルート拡充によって利用促進を図り、安心・安全な移動手段を提供しました。 ●公共施設での障害者専用駐車スペースを確保しました。
③防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度に「松原市総合防災ガイドマップ」を更新し、視覚障害のある人も内容を理解できるように音声ガイドを作成しました。 ●松原市総合福祉会館で障害のある人も参加して年2回防災訓練を行いました。 ●令和2年度から地域主体の避難所運営について考える避難所運営ネットワーク事業を進めており、障害のある人も参画して避難所運営についての意見の聞き取りを行いました。 ◎障害者手帳の新規取得者に対して、災害時要援護者リストの制度について説明し、登録を促しました。 ◎災害時に支援が必要な人には平時から情報提供の同意をもらい、地域の支援者と共有することで地域防災力の向上に努めました。 ◎災害時に支援が必要な人を把握するために、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意確認を行った上で、対象者を記載した名簿を町会・自治会ほか地域の支援者に提供して、災害時の支援体制を整備しました。 ◎避難行動要支援者名簿は毎年更新して、更新時期に関係課による支援会議を開催しました。また、平時から情報提供の同意についての理解を得るよう努めました。 ●松原市総合福祉会館については、福祉避難所となっており、避難生活に必要なストマ用装具(排泄管理支援用具)等の支援用具を備蓄しました。 ●火災等情報提供システムや登録制メールの活用により、より広い範囲での情報提供を可能にする体制を整備しました。 ●聴覚障害者等に対してNet119やFAX119等を利用して、緊急通信ができる体制を整備しました。
④防犯・消費対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページや広報まつばら、街頭での啓発活動等を活用し、防犯意識の啓発を行いました。また、各団体で実施している青色防犯パトロール活動等により、防犯意識の促進を図りました。 ●青色防犯パトロール車両購入及び維持管理費にかかる費用補助を行い、見守り活動を行う団体数が増加しました。地域の防犯活動を促進しました。
⑤セーフコミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎各対策委員会において、地域の協力のもと、回覧板や掲示板等を活用し、広報まつばらやSNS等で相談機関を広報する等、幅広く周知しました。